

令和2年12月期 定例教育委員会会議・会議録

- ・開催日時 令和2年12月17日（木）
午前10時00分から午前11時15分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者 教育長職務代理者 金 銅 真 代
委員 多 田 謙 司
委員 新 熊 和 彦
委員 奥 野 貞 一
- ・説明者 教育次長 高 井 基 晴
学校教育室長 東 浩 朗
生涯学習室長兼
世界遺産・文化財総管理室長 上 野 敏 治
市長公室理事兼こども未来室長 森 井 克 則
市長公室副理事兼こども課長 田 中 安 紀
学校教育室副理事 渡 辺 正 治
学校教育課長 前 田 幸 章
社会教育課長 寺 元 正 治
学校教育課主幹 早 川 久美子
- ・事務局 教育総務課長 木 村 弘 子
教育総務課主幹 芝 池 淳 子
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 議案第24号
西浦5丁目155番地を条件付きの小学校区とすること、
及び羽曳野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正
する規則の制定について
 - 日程第3 議案第25号
羽曳野市教育委員会に関する規則の一部を改正する規則の

制定について

日程第 4 議案第 26 号
後援名義の使用許可について

日程第 5 その他

- ・次期教育委員について
- ・令和 2 年度成人式について
- ・教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規程の制定について
- ・教育長の職務代理者に関する規程の制定について
- ・白鳥幼稚園・西浦東幼稚園の今後の方針について
- ・日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長職務代理者 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長職務代理者において、多田委員を指名しました。

日程第 2 議案第 24 号

西浦 5 丁目 1 5 5 番地を条件付きの小学校区とすること、及び
羽曳野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

●学校教育課主幹より、資料に基づき、令和 2 年 12 月 3 日付で「さくら西浦町会」より要望書が提出された経緯について、また通学路の現状を住宅地図をみながら説明されました。併せて、西浦 5 丁目 1 5 5 番地を条件付きの小学校区とするため、羽曳野市立学校の通学区域に関する規則について、所要の改正を行う旨の説明があり、承認を求めました。

《多田委員》

1 5 9 番地の方の意見というのはどうですか。

《学校教育課主幹》

1 5 9 番地の地区は、30～40 年前に開発された地区ということで、現在も西浦小学校へ通っている児童もいますが、世帯数としては少なくなってきています。1 5 9 番地の方は、西浦小学校への通学路があるということで、1 5 5 番地とは状況が異なります。現時点では、1 5 9 番地の方からは、特にご要望等は聞いておりません。

《奥野委員》

現状で、1 5 5 番地の方で小学生はいますか。

《学校教育課主幹》

来年小学生の方が4、5人います。今現在、小学生の方もいらっしゃいます。

《奥野委員》

現在、155番地で西浦小学校に通っている子どもたちも選択ができるというのですか。

《学校教育課主幹》

現在、西浦小学校に通っておられますので、西浦小学校か羽曳が丘小学校かということは、条件が付いた場合には配慮いたします。

《新熊委員》

通学の距離的には近くなりますか。

《学校教育課主幹》

距離的には、西浦小学校より羽曳が丘小学校の方が近いです。

《新熊委員》

通学路としての交通量であったり危険性は軽減されますか。

《学校教育課主幹》

危険性はあまり変わらないかと思いますが、西浦方面は交通量が多い箇所もあります。

《多田委員》

歩道は整備されていますね。

《学校教育課主幹》

今回は、地区の位置関係の事情と地区の通学路への出口の事情を考慮し、条件を付けさせていただきました。本来校区は変えず道路状況を考慮し羽曳が丘小学校へも行けますという条件を付けさせていただくことになります。今後、新たに通学路設定ができる道ができた時には、道路状況が解消されますので条件を外すということで了承はいただいています。

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第3 議案第25号

羽曳野市教育委員会に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

- 教育総務課長より、資料に基づき、羽曳野市教育委員会に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり、承認を求めました。

《教育総務課長》

羽曳野市教育委員会に関する規則 第2条で「教育長の職務代理者の指名」について、「教育長の職務代理者は、教育長の指名による」と定めておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条の解釈によりますと、「教育長に委任された事務」や「教育長が本来的に有する権限に属する事務」は、教育委員会の権限に属する事務ではないので、教育委員会規則を制定することができないとされており、本規則に規定することは不適當であることから、該当箇所を削除するものです。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第26号

後援名義の使用許可について

- (株)朝日新聞社近畿圏第1部 朝日新聞E d u A新聞活用講座

教育総務課長より資料に基づき、事業の主催者、事業名、開催の趣旨等について説明がありました。

《教育総務課長》

新規申請事業につきましては、別紙「教育委員会後援名義新規申請調書」のとおり、団体名「(株)朝日新聞社近畿圏第1部」による事業名「朝日新聞E d u A新聞活用講座」です。2020年度からの教育改革（新学習指導要領の実施等）を受け、お子様の書く力・読む力を育むことを事業の目的とした、作文とスクラップの親子体験型イベントとなります。羽曳野市での開催実績はありませんが、近隣市において開催実績、後援名義許可実績があります。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

- 教育総務課長より教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育総務課長》

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの 1 件になります。

専決日令和 2 年 11 月 25 日、団体名は特定非営利活動法人 はみんぐ南河内です。後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

《各委員意見・質問なし》

日程第 5 その他

- (1) 教育総務課長より、令和 2 年羽曳野市議会第 4 回定例会（12 月議会）において「教育委員の任命に係る同意について」議決され、次期教育委員として古山美穂氏が就任されることについて報告がありました。
- (2) 社会教育課長より、令和 2 年度成人式について、来賓等縮小し開催となる旨報告がありました。
- (3) 教育総務課長より、議案第 25 号「羽曳野市教育委員会に関する規則」の改正に付随し、「教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規程の制定」及び「教育長の職務代理者に関する規程の制定」について報告がありました。また、その規定に基づき、金銅職務代理者が令和 2 年 12 月 25 日をもって任期満了で退任されることに伴い、後任として、奥野委員に職務代理者を務めていただくことについて説明がありました。
- (4) 教育次長より、白鳥幼稚園の保護者への説明会で保護者からは、「人数が少ないため、社会性や人間関係の構築力を育んでいくことが困難であ

ることが閉園の理由ならば、新4歳児5名の保護者全員が、それでも構わないから卒園まで白鳥幼稚園を継続してほしいと願っている。」「逆に少人数園だから白鳥幼稚園を選んだ。」「白鳥小学校とのつながりも魅力で選んだ。」などの意見があったこと、また、「令和3年度はこのままの状態では園は存続する。令和4年度はどうなるかわからない。」と説明して募集要項を配付していたという市の説明に対しての意見として、「募集要項への明記が必要で、口頭の説明だけでは不十分。」「募集した以上は最後まで面倒を見ていただきたい。途中で閉園するのなら募集しないでほしかった。」「閉園の話なので、いついつに閉園しますという早めの発表をしておくべき。」等の意見があったことを報告し、白鳥幼稚園の閉園時期について、当初方針どおり、令和3年度末とするか保護者意見を踏まえて令和4年度末とするかについて、教育委員へご意見を伺いました。委員4名全員一致で閉園については、今回募集の園児が卒園した後の令和4年度末とすべきとの意見がありました。

西浦東幼稚園については、教育次長より、後日、保護者と再度調整する旨の報告がありました。

(5) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長職務代理者より次回の1月定例教育委員会議を、1月19日（火）に予定することを通知しました。

〔 教育長職務代理者 閉会の挨拶 〕

閉会：午前11時15分